

広島県告示第1126号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年12月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府堺市西区上 89 番地 大崎工業株式会社 代表取締役 柳下 正之
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町中野 977 番地 大崎工業株式会社 広島工場

2 申請の内容

27-イ 無機化学工業製造業の用に供するろ過施設 1 基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)新設

種 類		27-イ 無機化学工業製造業の用に供するろ過施設 (SQ-F No. 1)
能 力		900kg／日
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使 用 の 季 節 的 変 動)		8時～16時 7時間 (季節的変動なし)

使用の方法	原材料（消耗資材を含む。）の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量		アルコールROH（93％） 21kg アンモニア水（25％） 41kg アルキルシリケートSi（RO） ₄ （97％） 84kg		
	項 目		通 常	最 大	
	排出される 汚水等の 状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		9.5～11.5	10.0～12.0
		化学的酸素要求量	（単位： mg/L）	7,800	8,200
		浮遊物質量		1	5
		窒素含有量		660	700
		アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物		800	850
		排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）		0.5	0.7
その他参考となるべき事項		汚水は社外処理へ			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年12月26日（木）から令和7年1月16日（木）まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課